

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年十月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第1 1～1195 (略) <u>1196</u> <u>薬剤併用超音波歯周用スケーラ</u></p> <p>別表第3 1～1217 (略) <u>1218</u> <u>家庭用遠赤外線血行促進用衣</u></p>	<p>別表第1 1～1195 (略) (新設)</p> <p>別表第3 1～1217 (略) (新設)</p>